

# 成年後見制度の役割とその実際

2023/03/09

注) 当日資料から公表用に一部抜粋、改変

大阪公立大学大学院生活科学研究科 講師 鵜浦直子

## 成年後見制度 とは？

- 認知症，知的障害，精神障害，発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「ご本人」といいます。）について，ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで，ご本人を法的に支援する制度です。

出所：最高裁判所「成年後見制度－利用をお考えのあなたへ」パンフレット（令和4年10月）

## 成年後見制度の利用を考えるきっかけ

- 銀行との取引ができなくなったとき（預金の預け入れ、引き出し、解約等）
- 法律上の権利を行使できないとき（相続手続きなど）
- 保険金の受け取りができないとき
- 介護保険サービスや障害福祉サービスの利用にかかる契約書をかわすことができないとき
- 賃貸契約を結ぶことができないとき
- 身の回りのことの判断をする際に、誰かの支援が必要となっていているとき など…



「ご本人」が「法律行為」を一人では行えない、できなくなったとき

## 成年後見制度を利用したいと考えるきっかけは？ —実際の申し立ての動機の統計から—

表1 申立の動機（複数回答）

	預貯金等の管理・解約	保険金受取	不動産の処分	相続手続	訴訟手続等	介護保険契約	身上保護	その他
平成30年	42.0	4.0	9.3	8.4	2.6	9.8	20.5	3.4
平成31年～令和元年	40.6	4.0	9.2	7.9	2.5	10.5	21.8	3.4
令和2年	37.1	4.2	10.4	8.0	2.1	12.0	23.7	2.5
令和3年	32.9	5.1	11.6	8.3	1.9	13.6	24.4	2.3

注：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件後概況」（平成30年～令和3年）を参考に作成。

## 成年後見制度の支援内容

- 支援の内容は、ご本人の判断能力の状況に応じて変わります。
- 支援は、ご本人が亡くなるまで続きます。
- 支援をたくさん必要とする場合は、「後見類型」の「成年後見人」が支援します。
- 「後見類型」まではいかないが何らかの法律行為の支援を必要とする場合は、「保佐類型」の「保佐人」が支援します。
- ほんの少しの法律行為に関する支援を必要とする場合は、「補助類型」の「補助人」が支援します。

### 2016年から新たに後見人ができるようになったこと（後見類型のみ）

#### 成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限（民法873条の2）

- ① 個々の相続財産の保存に必要な行為 例) 家の屋根の修繕
- ② 弁済期が到来した債務の弁済  
例) 被後見人の医療費、入院費及び公共料金等の支払い
- ③ 埋葬又は火葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（①②にあたる行為を除く）（\*家裁の許可がある 葬儀は後見人の権限にはない）

例)

- ・ 遺体の火葬に関する締結
- ・ 成年後見人が管理していた成年被後見人所有に係る動産の寄託契約の締結（トランクルームの利用）
- ・ 成年被後見人の居室に関する電気・ガス・水道等共有契約の解約
- ・ 債務を弁済するための預貯金（成年被後見人名義口座）の払い戻し

## 成年後見制度と意思決定支援

### 意思決定支援に関連した国内の動き

- 成年後見制度利用促進法の成立（2016年）

成年後見制度の利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めることが目標とされ、後見人等が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討

- 成年後見制度は、社会のなかで、法律上の権利（法律行為）を行使する一人の人として生きていくことをサポートする制度。
- 成年後見制度にはできないこともたくさんある（医療同意など）。成年後見制度を利用することによって、ご本人に制限がかかることもある。
- 一方、後見人がいることで、ご本人の生活が安定することや、ご本人の意思が実現することもある。
- さまざまな視点からの成年後見制度の利用の検討が大切である。